

(4) 林家数、林業経営体数及び保有山林規模

ア 市町村別林家数及び林業経営体数

管内	市町村	林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)
秩父農林振興センター	秩父市	1,034	13
	横瀬町	149	4
	皆野町	352	4
	長瀬町	179	-
	小鹿野町	618	5
	小計	2,332	26
川越農林振興センター	川越市	38	-
	所沢市	90	-
	飯能市	592	26
	狭山市	58	1
	入間市	90	2
	富士見市	4	-
	坂戸市	32	2
	鶴ヶ島市	10	1
	日高市	180	14
	ふじみ野市	20	-
	三芳町	25	1
毛呂山町	135	3	
越生町	213	11	
小計	1,487	61	
寄居林業事務所	さいたま市	166	3
	川口市	86	4
	鴻巣市	4	-
	上尾市	34	-
	草加市	-	-
	蕨市	6	-
	戸田市	14	-
	朝霞市	2	-
	志木市	5	-
	和光市	4	-
	新座市	5	-
	桶川市	1	-
	北本市	1	-
	伊奈町	4	-
	東松山市	58	1
滑川町	79	1	
嵐山町	157	4	
小川町	291	8	
川島町	-	-	

管内	市町村	林家数 (戸)	林業経営体数 (経営体)
寄居林業事務所	吉見町	5	-
	鳩山町	98	3
	ときがわ町	187	7
	東秩父村	119	2
	本庄市	105	-
	美里町	50	-
	神川町	69	3
	上里町	5	-
	熊谷市	25	-
	深谷市	19	-
	寄居町	195	6
	行田市	12	-
	加須市	1	-
	羽生市	6	-
	春日部市	3	-
	越谷市	49	-
	久喜市	4	-
	八潮市	11	-
	蓮田市	7	-
	宮代町	1	-
白岡市	8	-	
三郷市	28	-	
幸手市	1	-	
吉川市	-	-	
杉戸町	2	-	
松伏町	3	-	
小計	1,930	42	
総計	5,749	129	

注1) 2020年農林業センサスによる。

注2) 林家: 保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。

注3) 林業経営体: 次のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 権原に基づいて、育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)
- (2) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)